

2022年5月26日

各位

会社名 株式会社エクサウィザーズ
代表者名 代表取締役社長 石山 洸
(コード番号：4259 東証グロス)
問合せ先 執行役員コーポレート統括部長 奥野 浩平
(Tel: 03-6453-0510)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2022年6月28日に開催予定の定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第12条（招集）第4項の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則として、第51条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。
- (5) その他、上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	
第1条～第11条（条文省略）	第1条～第11条（現行どおり）
（招集）	（招集）

第 12 条

1～3（条文省略）

4 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（新 設）

第 13 条～第 49 条（条文省略）

（新 設）

第 12 条

1～3（現行どおり）

（削除）

（電子提供措置等）

第 13 条当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 14 条～第 50 条（現行どおり）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

	<p><u>第 51 条変更前定款第 12 条（招集）第 4 項の削除及び変更後定款第 13 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 12 条（招集）第 4 項はなお効力を有する。</u></p> <p><u>変更前定款第 12 条（招集）第 4 項</u></p> <p><u>4 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 28 日
- (2) 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 28 日

(注) 上記の内容については、2022 年 6 月 28 日に開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としています。

(以 上)